

安城市企業投資促進事業補助金交付取扱要領

第1条 この取扱要領は、安城市企業投資促進事業補助金交付要綱（平成24年7月1日施行。以下「要綱」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 要綱第15条第1項の規定の運用に当たっては、原則として、操業等を休止し、又は廃止した場合は、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとするが、その事由が次の場合については、取消しを行わないものとする。

(1) 自己の責めによらない自然災害、事故等で操業等が不可能になった場合

(2) 定期点検等により操業を一時的に中止する場合

(3) 急激な経済情勢の変化により、補助金交付決定が取り消された場合に倒産等のおそれがあると認められる場合

2 部分的に操業等を休止し、又は廃止した場合には、補助金の交付の決定の一部を取り消すものとし、取消しに当たっては、操業等を休止し、又は廃止した固定資産への補助額、面積等を勘案して決定する。

第3条 要綱第6条第1項及び第11条に規定する申請書に添付する明細書、資料等の様式については、愛知県が定める様式を用いるものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

家屋・償却資産の明細

	内容	数量	金額	備考
家屋			千円	
小計①			千円	
償却資産			千円	
小計②			千円	
合計 (①+②)			千円	

※工事着手日 平成 年 月 日 (安城市への申請日 平成 年 月 日)

※資金計画

- ・自己資金 %
- ・銀行借入 % (内訳 %、 %、 %)
- ・補助金 %

添付資料「補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料」

1 会社の業務内容の特色及び投資の経緯

①会社概要の紹介、強み、現在の事業環境、当地で立地を計画するに至った経緯

②事業における数値目標及びそれを達成するために実施する内容

2 製品の説明

①製造又は研究する製品(部品)の機能や加工方法の特徴

②製品・部品の写真、イラスト等(最大3点まで記載可)

添付資料「高度かつ先端的な技術性及び製造・開発する製品を説明する資料」

1 会社の業務内容の特色及び製造・研究開発を行う背景

会社概要の紹介、強み、現在の事業環境、製品製造・研究開発を行う背景・必要性や工場の新增設の背景・必要性を記載。

2 高度かつ先端的な技術性を説明する資料

ナンバーワン技術、オンリーワン技術や他社に先駆けて実施する技術の内容を、数値やデータを用いて説明。

3 製品の説明

- ① 高度かつ先端的な技術を活用して製造又は研究する製品(部品)の機能や加工方法の特徴を記載。従来品や他社製品との比較の中で、解決すべき課題を明らかにするとともに、性能、品質、コスト等、どのような点で画期的となる製品か記載。

- ② 製品・部品の写真、イラスト等。(最大3点まで記載可)

添付資料「今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料」

売上実績の背景と今後5年間の売上見込及びその根拠（市場規模、成長性、獲得シェア等）

○売上実績（過去3期分） （百万円）

	H / 期	H / 期	H / 期
会社全体の売上			
対象製品（○○○）の売上			
※製品が複数ある場合等は行を追加して記載			

○売上見込（今後5期分） （百万円）

	H / 期	H / 期	H / 期	H / 期	H / 期
会社全体の売上					
対象製品（○○○）の売上					

上記の表について、会社全体と当該製品の売上について棒グラフで推移を記載。

直近実績（3年間）+計画（5年間）の推移を表す棒グラフ